

令和5年5月24日
独立行政法人国立病院機構
(照会先) 本部 情報システム統括部長 堀口
(電話) 03-5712-5130
本部 情報システム統括部 IT 企画課
(電話) 03-5712-5130

報道関係者 各位

「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」に基づくデータ提供に際して、本来提供対象ではない患者情報が提供された事案について

1 事案の概要

独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」という。）宇都宮病院（以下「宇都宮病院」という。）が、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「法」という。）に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者（以下「認定事業者」という。）である日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）に提供するデータの一部について、本来提供対象ではない患者情報が含まれていた。

<参考資料> 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について

2 提供した患者情報

- ① 病院名 : 宇都宮病院
- ② 提供した内容 : 患者基本情報(※) 26名分
- ・最終来院をされた時点での病名 22名
 - ・宇都宮病院への入退院の履歴 6名

(※) 患者基本情報に含まれるデータ：氏名、性別、生年月日、住所、
電話番号、保険番号、被保険者番号

3 提供した時期及び件数

NHO 本部から J-MIMO に対してデータを提供した時期及び件数については、次のとおり。

- ① 令和3年12月16日送付 8名分
- ② 令和4年4月12日送付 7名分（うち死亡患者1名含む）
- ③ 令和5年4月7日送付 11名分

<参考1>

宇都宮病院は、令和3年4月から J-MIMO へのデータ提供を実施するための患者への法に基づく通知を開始し、同年6月からデータ提供を実施している。

4 今回の事案が発覚した経緯及びその後の経緯

○ 令和5年5月12日

J-MIMO より NHO 本部へ「法に基づく通知を開始する以前に死亡退院されたとの記載のある患者のデータが1件ある」旨の連絡。

○ 同月15日

当該患者データが本来提供対象外であることを確認するとともに、その旨を J-MIMO に報告。J-MIMO に対して、宇都宮病院のデータ全体について、利用停止等を依頼。

○ 同月16日

当該事案の原因(詳細は下記)が判明したことから、その旨を J-MIMO へ連絡。

○ 同月17日

当該事案の発生について、宇都宮病院の26名のみであること及び他の NHO 病院では同様の問題は発生していないことを確認し、その旨を J-MIMO に連絡。NHO 本部から厚生労働省へ報告。J-MIMO から内閣府へ報告。J-MIMO 及び認定医療情報等取扱受託事業者において、宇都宮病院から提供された患者情報の利用停止の処置を実施。

5 当該事案の原因

NHO 本部から J-MIMO への情報提供に当たっては、NHO 本部において、患者番号を用いて、法に基づき「患者情報を J-MIMO に提供する」旨の通知をした患者のリストを作成し、そのリストに記載された患者情報を基に、電子カルテのデータを抽出し、J-MIMO へ提供することとしている。

宇都宮病院においては、当初、患者情報を6桁の患者番号で管理を行っていたが、その後の新規患者の増加に伴い、令和3年8月以降、8桁で管理する運用に変更を行っていた。しかし、その変更内容が宇都宮病院の担当者から NHO 本部の担当者に正しく情報共有されなかったため、引き続き、NHO 本部において、6桁の患者番号でリストを作成していた。

このため、本来抽出すべき患者と同じ下6桁の患者番号を持つ別の患者の情報が J-MIMO に提供されていた。

<参考2>

具体的なイメージとしては、本人に通知済みで J-MIMO に情報提供可能な患者 A (例えば8桁「99123456」)の番号を、本人に通知していないため J-MIMO に情報提供できない患者 B (6桁「123456」)と同じ番号として認識してしまい、患者 B の情報を誤って情報提供していた。

6 影響範囲について

匿名加工前の患者情報の流通先については、厳格な審査項目に基づき国が認定した認定事業者である J-MIMO 及び認定医療情報等取扱受託事業者に限られており、守秘義務の適用及び厳格なセキュリティの下で管理されていた。

また、宇都宮病院から提供された患者情報については、J-MIMO 及び認定医療情報等取扱受託事業者において、令和5年5月17日に利用停止の処置を確実に実施した旨の報告を J-MIMO から受けている。

そのため、不特定の第三者が患者情報に接することはない。

なお、本件事案の原因が判明した後、当該事業に参加している他の NHO 病院（54 病院）について同様の問題は起きていないことを確認済みである。

7 本事案を受けての対応

本来提供対象ではないにも関わらず J-MIMO に患者情報の提供を行った患者に対しては、速やかに事案の報告及び謝罪を行う予定である。

8 再発防止策について

今後は、患者の特定及び情報連携の基本となる患者番号の運用に関し変更がある場合は、速やかに病院・NHO 本部間の情報共有を徹底するとともに、法に基づく患者情報の提供に当たっては、システム上、患者番号だけではなく、生年月日等の他の情報と照合した上で患者情報を抽出する仕組みを導入することにより、人為的なミスの防止に努め、患者情報の管理を徹底する。

次世代医療基盤法について

(正式名称：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律)

- 健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を匿名加工(※1)し、医療分野の研究開発での活用を促進する法律
- 医療情報の第三者提供に際して、あらかじめ同意を求める個人情報保護法の特例法(※2)

※1：匿名加工：個人情報を個人が特定できないよう、また個人情報を復元できないように加工すること

※2：次世代医療基盤法についても個々人に対する事前通知が必要（本人等の求めに応じて提供停止可能）

社会への還元

